

「日本聖公会ハラスメント防止宣言」を採択する件

提出者：正義と平和委員会

本総会は、下記の「日本聖公会ハラスメント防止宣言」を採択すること。

記

日本聖公会ハラスメント防止宣言：

「すべての人は、神の似姿として命を与えられたかけがえのない存在です。その一人ひとりの尊厳は、誰からも侵害されたり傷つけられたりすることがあってはなりません。日本聖公会は、人の尊厳を侵害したり傷つけたりするあらゆるハラスメントを許さず、その防止に取り組むことを宣言します。」

提案理由

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する行為であり、身体的、性的、精神的暴力です。また力の差のあるところ、どこにでも起こり得るものであって、教会も例外ではありません。

第 56（定期）総会、第 21 号決議「セクシュアル・ハラスメント防止機関ならびに相談窓口設置のためのモデルを策定する件」は、京都教区でおきた元牧師による性的虐待事件を背景として決議されたものでした。この決議にしたがって、2007 年 3 月に管区事務所よりモデル案『教会におけるハラスメントを防止するために～各教区におけるハラスメント防止機関ならびに相談窓口設置に向けて』が提示されました。現在までに、11 教区すべてにセクシュアル・ハラスメントあるいはハラスメント防止のための委員会や担当部署または準備担当者が置かれ、防止に向けた何らかの取り組みが行われています。しかしながら、管区として態度表明をし、ガイドラインを持つには至っていません。2011 年 3 月に開かれた第 2 回各教区ハラスメント防止担当者分かち合いの会でも改めてそのことが指摘されました。

人は、性別、人種、国籍、出自、信条、職業、学歴など、個人の尊厳や人格に関わることによって、軽んじられたり、差別されたりするようなことがあってはなりません。わたしたちが主イエス・キリストに倣い、一人ひとりを尊重するという視点にたって福音を宣べ伝えていくために、日本聖公会はそのような人権侵害を決して許さず、またその防止に取り組む姿勢を宣言することが大切であると考え、この宣言文を提案します。